

令和5年度事業における指示事項

<目次>

I	治療と仕事の両立支援関係	1
1	事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施	1
2	小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	2
(1)	治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実	2
(2)	産業保健総合支援センターにおける専門的相談の実施	3
3	両立支援に関する情報提供・広報啓発等	4
II	メンタルヘルス対策関係（ストレスチェック制度を含む。）	5
1	事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施	5
2	小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	6
(1)	医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実	6
(2)	産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	7
III	産業保健活動の活性化・その他全般事項	8
1	事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施	8
(1)	地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実	8
(2)	自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施	9
2	小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	10
(1)	医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実	10
(2)	産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	11
3	その他の支援	12

I 治療と仕事の両立支援関係

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考 (留意点等)
1 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施	① 事業者等に対する啓発セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者、人事労務担当者等に対し、事業場における治療と仕事の両立支援(以下「両立支援」という。)に係るガイドライン等の普及・啓発のためのセミナーを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)をはじめとした両立支援の普及啓発セミナーを実施する。 事業者等が参加しやすいよう開催場所等の設定に配慮する。特に、労働局、都道府県疾病対策課等とも連携し、効果的に実施する。 普及啓発にあたっては、ガイドラインの内容に加えて、疾患別の留意事項、情報提供書の書き方等のガイドラインの附属資料に加え、当機構で作成した周知用のリーフレット、DVD、両立支援マニュアル等を活用する。
	② 産業保健関係者への専門的研修 <内容の拡充>	<ul style="list-style-type: none"> 事業場の産業保健スタッフや人事労務担当者等労働者の健康管理に関わる担当者に対し、治療と仕事の両立支援に係る企業の取組に関する研修を充実する。特に、産業医向けの両立支援研修を充実する。 必要に応じ、講師の派遣等、研修開催への協力を治療就労両立支援センター(部)、労災病院、都道府県疾病対策課、がん拠点病院等に依頼する。 研修の実施に併せて、相談対応を行うとともに、積極的にセンター又は両立支援相談窓口への相談等に繋げる。 事例検討会について、主催者となり近 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発にあたっては、ガイドラインの内容に加えて、疾患別の留意事項、企業・医療機関連携マニュアルについても紹介する。また、当機構で作成した周知用のリーフレット、DVD、両立支援マニュアル等を活用する。

		<p>隣の労災病院や治療就労両立支援センター（部）のサポートを得たうえで、最低1回以上実施する。</p> <p>また、両立支援コーディネーターのネットワーク構築のための交流会も積極的に実施していく。</p>	
	③ 両立支援コーディネーター基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> 本部が主催で両立支援コーディネーター基礎研修を開催することとしているので、各種機会を捉えて周知する。 	
<p>2 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実</p>	① 治療と仕事の両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援の制度導入等（労働者・管理監督者に対する意識改革に関する教育を含む。）に対する支援について、特に中小規模事業場に対し、重点的に実施する。 対応が困難な専門的な相談に対応するため、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 両立支援の推進には事業場の理解が必要であることから、両立支援へのニーズが高いと考えられる事業場を積極的に訪問し、ガイドライン及び事業の周知とともに、がん等の知識に関する教育を実施することにより、両立支援の普及に取り組む。 各種セミナーや利用者アンケート等を活用すること等により、事業場の個別訪問へのニーズを積極的に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問した場合には、ガイドライン等を併せて周知する。 地域ごとに両立支援促進員を積極的に委嘱する等、両立支援の事業実施体制の強化に努める。 DM等による周知を図るため、本部から提供した企業データを活用する。
	② 治療と仕事の両立に関する個別調整支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の患者（労働者）や事業者からの申出に応じ、個別の患者（労働者）に係る治療と仕事の両立に関する調整支援をセンター及び両立支援（出張）相 	<ul style="list-style-type: none"> 支援にあたっては、関係通達及び両立支援促進員の手引きを参考とする。 患者（労働者）本人の同意を取得してから支援に入ることに留意する。また、

		<p>談窓口で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員、産業保健専門職等と連携する。 	<p>両立支援の個別調整支援にあつては事業場側の理解が必要であることから、事業場の理解を得た上で実施することにも留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院や両立支援相談窓口を設置している医療機関の医師等を産業保健相談員に委嘱する等、両立支援の相談先の確保に努める。
(2) 産業保健総合支援センターにおける専門的相談の実施	産業保健関係者等からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等における両立支援（出張）相談窓口を、労災病院に設置している相談窓口に加えて、大学病院やがん等の疾患拠点病院等に各都道府県最低1箇所設置し、積極的にがん等の患者（労働者）からの相談に対応する。 ・ 専門的研修や事業主セミナー等の実施に併せて、相談等を積極的に受け付ける。 ・ 相談対応の過程で、両立支援の制度導入等の希望があった場合には、個別訪問支援に繋げる。 ・ 対応が困難な専門的な相談については、産業保健相談員等と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援相談窓口の利用実績の向上を図る。特に、窓口を開設している労災病院においては、院内はもとより、産業保健総合支援センターと連携して周辺病院、地域の団体・企業にも積極的に周知を行うことにより、開設日数に見合う相談実績を確保する。 ・ 労災病院以外の相談窓口設置にあつては、がん診療連携拠点病院に限らず、働きかけを行う。 ・ がん診療連携拠点病院等においては、都道府県労働局職業安定部が所管する相談窓口も開設されている場合があるので、両立支援に関する相談について産保センターの活用が図られるよう情報共有を図ること。
3 両立支援に関する情報提供・広報啓発等	① 両立支援に係る事業の周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援の普及・啓発を図るため、ポスター、事業者用リーフレット、患者（労働者）用チラシ、事業者等用DVD等のツールを用いてあらゆる機会を捉えて周知する。 ・ 事業者、患者（労働者）等に対し、両立支援に関する情報をホームページ、メールマガジン等で提供する。 	

	<p>② 地域両立支援推進チームへの参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域両立支援推進チームへの参画を通じて、センターの支援機能の周知及びプレゼンスの向上を図る。 • 両立支援ポータルサイトへリンクしている両立支援に関する地域の取組について更新するとともに、内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 両立支援事業（研修、相談、事業場訪問等）及び両立支援相談窓口について周知するとともに、会議の場を活用して関係機関に必要な協力を求める。 • 地域両立支援推進チームのリーフレットの作成、実態調査までを労働局と共同して行うなど、予算面においても協力する。
--	--------------------------	--	--

II メンタルヘルス対策関係（ストレスチェック制度を含む。）

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考（留意点等）
1 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施	① 産業保健関係者への専門的研修 ＜テーマ・内容の充実＞	<ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズを踏まえ、ストレスチェックの実施者等を対象としたストレスチェック制度に係る研修及びメンタルヘルス対策に係る研修に加え、産業医等を対象に、高ストレス者に対する面接指導の実施方法（オンラインでの実施を含む）について必要に応じて引き続き研修を実施する。 ストレスチェック実施後の職場環境の改善等を促進するため、面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等に関する研修を実施する。 産業医に対してメンタルヘルスの研修を実施する場合は、産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方についても説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 過重労働における長時間労働者に対する面接指導の実施方法についても高ストレス者の面接指導の実施方法と併せて実施する。 本部で作成した面接指導に係る動画を研修において活用する。 看護師や精神保健福祉士がストレスチェックの実施者になるために必要な研修は実施しない。 小規模事業場の産業保健関係者に対して、メンタルヘルスの研修を実施する場合、アンケートを実施して、メンタルヘルス対策を実施するに当たっての課題（実施しない理由）を把握し、次回研修や個別訪問支援に役立てること。 過労死等防止対策推進協議会において、メンタルヘルス対策関係の産業保健関係者への研修が減少しているとの指摘があることを踏まえ、前年度計画に比べ増加するよう計画すること。
	② 管理監督者向けメンタルヘルス教育	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場を対象に積極的に行うこととしているが、特に、メンタルヘルス対策への取組状況に差が見られることから、中小規模事業場に対し、重点的に実施する。 中小規模事業場からの依頼や事業場へのアンケート調査などによる希望をもとに、積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 1事業場につき1回に限り実施できることとする。 労働局等がメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援の希望の有無を把握する。

	<p>③ 若年労働者向けメンタルヘルス教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策促進員が中小規模事業場の若年労働者に対して、セルフケアを促進するための教育を行う。 中小規模事業場からの依頼や事業場へのアンケート調査などによる希望をもとに、積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年版自殺対策白書において、「勤務問題」に関し大きな負荷を抱えやすい傾向のある 20 歳代への対応としてメンタルヘルス対策が重要であるとされていることから、新入社員や 20 歳代の若手職員を対象とする。 1 事業場につき 1 回に限り実施できることとする。 労働局等が事業場に対してメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援希望の有無を把握する。 業界団体が開催する合同入社式など若年労働者が集まる機会をとらえて実施する方法もある。
<p>2 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 (1) 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実</p>	<p>メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業場を対象に支援を積極的に行うこととしているが、特に、メンタルヘルス対策への取組状況に差が見られることから、中小規模事業場に対し、重点的に支援を実施する。 メンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェック制度の導入等(ストレスチェック制度の導入に関する教育を含む。)に対する支援を引き続き実施する。 ストレスチェックの実施に加え、面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等を重点に支援を行う。 各種セミナーや利用者アンケート等を活用すること等により、事業場の個別支援へのニーズを積極的に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働局等がメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援の希望の有無を把握する。 「Relax職場における心の健康づくり」、「メンタルヘルス対策普及要領(マニュアル)」、「過重労働による健康障害を防ぐために」を支援の実施に活用する。 メンタルヘルス対策促進員が、支援する事業場のストレスチェックの実施者とならないようにする。 本部から提供した 50 人未満事業場のリストなどを活用する。 事業場からの依頼に対応できるよう、地域ごとにメンタルヘルス対策促進員を委嘱する等、事業実施体制の強化に努める。

<p>(2) 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施</p>	<p>① 産業保健関係者等からの相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域窓口等との連携のもと総合的に対応する。特に、メンタルヘルス対策、両立支援に関する相談には積極的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス不調の個別事案については、事業場が講じる対策について助言を行うことは差し支えないが、不調者への個別対応については外部機関を紹介する。
	<p>② ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京、石川、大阪及び福岡に設置しているストレスチェック制度サポートダイヤルの周知を図る。 	
	<p>③ 小規模事業場からの相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域窓口において、ストレスチェックの結果を受けた労働者からの相談を含め、メンタルヘルスに係る健康管理に係る相談対応に積極的に実施する。 小規模事業場からの依頼をもとに、高ストレス者に対する面接指導を実施する。 両立支援に係る相談については、センター及び両立支援出張相談窓口と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総括産業医が企業内にいる小規模事業場からの利用申し込みは本事業の趣旨にそぐわないことを説明し、企業内で対応いただくよう説明すること。

Ⅲ 産業保健活動の活性化・その他全般事項

中期計画の項目等	事業の概要等	産業保健総合支援センターの実施方針 (指示事項)	備考 (留意点等)
<p>1 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 【目標:5,300回以上】 (1) 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実</p>	<p>産業保健関係者への専門的研修<テーマ・内容等の充実></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズが個別化・多様化していることから、新たな利用者を拡大するため、職場における課題やニーズ調査等の結果を分析しつつ、研修のテーマや内容の充実を図り、ニーズを反映した研修を実施する。 ・ 産業医への研修に当たっては、平成30年11月22日付け労健安発第2355号「基礎研修カリキュラム研修目標」の送付について」に留意しつつ行うものとする。 ・ 労働衛生行政上重要な以下のテーマに積極的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ア 治療と仕事の両立支援（再掲） イ 産業医の機能強化に関する労働安全衛生法改正を踏まえた研修 ウ 過重労働による健康障害防止対策（オンラインで実施する長時間労働者への医師の面接指導を含む。） エ ストレスチェック制度（オンラインで実施する高ストレス者への医師の面接指導を含む。）（再掲） オ 労働災害防止計画に掲げる重点項目 <ul style="list-style-type: none"> カ 産業医の活用促進 キ 衛生委員会の活用促進 ク 産業医資質向上に関する研修 ケ 産業医の事業場におけるメンタル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性の向上を図るため、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。 ・ 関係団体、業界団体、労災病院等との共催方式の研修に積極的に取り組むことや、認定産業医などの単位取得に関する研修として取り扱うことにより、効果的・効率的な研修の実施に留意する。 ・ テーマに応じた講師がいない場合には、必要に応じて外部講師を活用する。 ・ 各センターで実施していない研修について受講希望があった場合には、近隣のセンターの開催状況を把握し、紹介するよう配慮する。 ・ 過重労働による健康障害防止対策については、過労死等防止対策推進法第10条に基づき、過労死等に関する産業医など産業保健スタッフの相談対応のスキルアップのための研修を全センターで1回以上行う。テキストは、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を使用する。 ・ 産業医の事業場におけるメンタルヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修については、全センターで1回以上行うこと。テキストについては、令和元年5月14日付け事務連絡「メンタル

		<p>ヘルスに係る相談対応への関わり方に関する研修</p> <p>コ 不妊予防支援パッケージ</p> <p>サ 産業保健のチームでの対応に関する研修</p> <p>シ 化学物質による健康障害防止に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践的能力の向上を図るため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践型研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等を充実する。特に、産業医の能力の向上を図り、事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、職場巡視など事業場における産業保健指導等に係る実地研修を積極的に実施する。 利用者の利便性を考慮して、オンデマンドを含むWeb研修を積極的に実施する。 	<p>ヘルス関連研修における参考資料送付について」を参考にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録産業医の能力の向上を図ることにより、地域産業保健センターの個別訪問による産業保健指導等が円滑に実施できるように留意する。 不妊予防支援パッケージについて、女性の健康課題の知見の向上に係る研修を産業保健スタッフ向けに1回以上、人事労務担当者向けに1回以上実施すること。 男性の更年期障害についても、女性の健康支援や中高年労働者の健康確保対策等、関連のある研修と併せて周知を行うこと。 令和4年5月に改正された新たな化学物質規制に関する内容を中心にして、1回以上実施すること。
<p>(2) 自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施</p>	<p>事業者等に対する啓発セミナー等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自主的取組を促すため、セミナーを実施する。 労働衛生行政上重要なテーマや、社会的関心の高いテーマに積極的に取り組む。特に、治療と仕事の両立支援の普及・啓発のため、ガイドライン等の周知を重点的に取り上げる（再掲）ことに加え、産業医の活用をテーマとしたセミナーを実施する。 事業主向けの衛生委員会活用セミナーを最低1回以上実施する。 陸上貨物運送事業労働災害防止協会及 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体、業界団体、労災病院等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効果的・効率的な研修の実施に留意する。 運送事業者における長時間労働等の健康管理に係る研修については、原則、産業保健相談員を講師とする。また、セミナー終了後に相談コーナーを設けるよう努める。 事業主向けのTHPの普及促進のためのセミナーについては、令和3年度に本部より送付した講師用資料、講師用DV

		<p>びトラック協会から要請があった場合は、年1回程度、共催で運送事業者における長時間労働等の健康管理について研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他団体から要請があった場合にも積極的に対応する。 事業主向けのT H Pの普及促進のためのセミナーを最低1回以上実施する。 専門的研修と同様に、可能な限りWeb化に努める。 事業者団体等と共催でセミナーを開催するなどの提案があった際には、当該団体に対し、団体経由産業保健活動推進助成金について周知すること。 化学物質による健康障害防止のセミナーを最低1回以上実施する。 	<p>Dを活用のうえ、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな「団体経由産業保健活動推進助成金」では、中小企業等の産業保健活動の支援を目的に事業者団体等に対し助成を行うこととなるので、セミナーの企画を調整する際などに併せて新制度について周知すること。 令和4年5月に改正された新たな化学物質規制の内容を中心として、厚生労働省で作成する講演資料等を活用のうえ、実施する。
<p>2 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実</p> <p>(1) 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実</p>	<p>① 医師等による小規模事業場等への訪問指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健指導の実績が増加しているものの目標に比べ低調である状況を踏まえ、新規訪問先を開拓する。 各都道府県において重点的に取り組む業種等を定め、業界団体等と連携し、積極的に事業の周知や産業保健指導の利用勧奨等を行う。 労働局、労働基準監督署の協力を得て、事業場に関する情報等を入手し、産業保健指導の利用勧奨等を行う。 事業場が産業保健指導単独の受入れが困難な場合には、事業場訪問による相談対応等に併せて積極的に実施する。 健康管理のみならず、作業環境管理など総合的な支援を行うため、労働衛生工学専門員の活用を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に本部から提供した企業リストなどを活用する。 行政指導を連想する「指導」という言葉を使用しないことや、健康相談などと関連付けることなど、事業場が産業保健指導を受け入れ易くなるよう工夫する。 事業場を訪問することの必要性について、登録産業医等に理解を求める。 産業保健総合支援センターから副所長、労働衛生専門職、産業保健専門職等が同行し、教示する等により、積極的に取り組む。 効果的・効率的な実施を図るため、可能な限り、地域窓口ごとに労働衛生工学専門員を配置する。

	<p>② メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策への取組状況に差が見られることから、中小規模事業場に対し、重点的に支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働局等がメンタルヘルス対策の取組状況に係るアンケート等を実施している場合には、これを活用し、支援の希望の有無を把握する。 「Relax職場における心の健康づくり」、「メンタルヘルス対策普及要領(マニュアル)」、「過重労働による健康障害を防ぐために」を活用する。 令和2年度に本部から提供した企業リストなどを活用する。
	<p>③ 産業保健相談員等による専門的 実地相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者、産業保健関係者等からの相談のうち、相談者からの要請に応じて事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極的に実施する。 地域窓口で対応できない専門的な相談については、ワンストップサービスとして、コーディネーターと労働衛生専門職が連携し、迅速に対応する。 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会支部との連携体制を構築することで、化学物質管理について現場確認が必要な出張相談等に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の産業保健総合支援センターと(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会等支部が連携体制を構築しても差し支えない。
	<p>④ 運動指導等を通じた労働者の健康保持増進のための個別訪問支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 転倒や腰痛等の行動災害の減少により労働者の健康保持増進を図るため、労働者の健康保持増進のための指針に基づく取り組みとして、運動指導等を通じて各事業場への訪問支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は別途指示する。

<p>(2) 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施【目標：122,000件以上】</p>	<p>① 産業保健関係者等からの相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域窓口等との連携のもと総合的に対応する。特に、事業場等からのメンタルヘルス対策や両立支援事業に関する相談には積極的に対応する。(再掲) ・ 東京、石川、大阪及び福岡に設置しているストレスチェック制度サポートダイヤルの周知を図る。(再掲) ・ 地域窓口で対応できない専門的な相談については、ワンストップサービスとして、コーディネーターと労働衛生専門職が連携し、迅速に対応する。 ・ 不妊予防支援パッケージ(ライフステージに応じた女性の健康推進策)の実施にあたり、職場における女性の健康推進策に関する相談に対応する。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会支部との連携体制を構築することで、産業保健関係者等からの化学物質管理に係る法令制度等に係るメール・電話相談に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス不調の個別事案については、事業場が講じる対策について助言を行うことは差し支えないが、不調者への個別対応については外部機関を紹介する。 ・ 不妊予防支援パッケージについては、産業保健専門職が中心となり、対応可能な相談に対しては対応を行い、対応が難しい医療的・専門的な相談等への対応については、個人からの相談については、女性健康支援センター等に繋ぎ、企業からの相談については、労働者本人を通じ主治医等に相談をするよう伝える。 ・ 化学物質管理について、複数の産業保健総合支援センターで連携して体制を構築するなどでも可。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会支部との連携についての詳細は追って指示する。
	<p>② 小規模事業場からの相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の健康確保に関する相談対応の効果的・効率的な実施を図るため、事業場訪問による相談対応の件数を令和元年度実績以上とする。 ・ 事業場訪問による相談対応の割合を2割以上とすることを目標に、順次、その割合を増やす。 ・ 適切なアドバイスをするためには、作業環境など事業場の状況を確認することが適当であることから、職場巡視などの産業保健指導を併せて実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場を訪問することの必要性について登録産業医等に理解を求める。特に、サテライト(医療機関)での相談対応を中心に実施している場合は、医師会等にも理解を求める。 ・ 私用の端末やUSBを使用しない、高ストレス者の面接指導に係る書類を事業場にFAX送信しない、メールやFAXの誤送信を防ぐためにダブルチェック・セルフチェックの徹底のためのチェックリスト作成を行う等、個人情報の適

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域窓口で対応できない専門的な相談については、ワンストップサービスとして、コーディネーターと労働衛生専門職が連携し、迅速に対応する。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(後者)日本作業環境測定協会支部との連携体制を構築することで、事業場からの化学物質管理に係る法令制度等に係るメール・電話相談に対応する。 	<p>正な管理に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師による面接指導において、コーディネーターが立ち会う場合は、あらかじめ同意を得ておく。 ・ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会や(公社)日本作業環境測定協会支部との連携についての詳細は追って指示する。
3 その他の支援	① ホームページ等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報、行政情報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性を向上させる。 ・ 地域の専門機関の名簿を作成し、産業保健関係者からの求めに応じて、情報提供・紹介を行う。 ・ 両立支援ポータルサイトへリンクしている両立支援に関する地域の取組について更新するとともに、内容の充実を図る。(再掲) ・ ギャンブル等依存症対策基本計画に基づき、地域ごとに開催されるギャンブル等依存症に係る研修に職員を派遣するほか、相談窓口や依存症のリーフレットの周知(We bを通じたものを含む)を図る。また、地域に設置される連絡会議に参画し、地域における相談窓口等の情報を収集するとともに、労働者のギャンブル等依存症に関する相談が寄せられた場合は、適切な相談窓口を紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの充実を図り、アクセス件数の確保に努める。 ・ アルコール依存症、ギャンブル等依存症に係る研修を産業保健スタッフ向けに1回以上、人事労務担当者向けに1回以上実施すること。 ・ ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築については令和元年11月20日付事務連絡を参考にすること。 ・ 化学物質管理専門家、作業環境管理専門家等のリスト整備について、詳細は追って指示する。

		<ul style="list-style-type: none"> （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会や（公社）日本作業環境測定協会支部との情報共有により、各産業保険支援センター管内の化学物質管理専門家、作業環境管理専門家のリストを整備し、個別事業場の求めに応じて、情報提供・紹介を行う。 	
	② 図書、測定機器等の貸出	<ul style="list-style-type: none"> 図書、測定機器等の貸出については、センターの判断で貸出しを中止又は縮小して差し支えない。 事務所の効率的な使用の観点から不要な物品（特にVHSなど）については廃棄作業を進めること。 貸出を行っている作業環境測定機器は、操作方法等を習得するための研修用機器であり、専門的・継続的な支援が必要な場合や作業環境測定が必要な場合には、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会や公益社団法人日本作業環境測定協会を労働衛生工学専門員又はコーディネーター等が紹介すること 	<ul style="list-style-type: none"> 測定機器を廃棄する場合には、所定の手続きをとること。
	③ 産業保健調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域における産業保健の活性化を図る観点から積極的に実施すること。 研究内容については、マニュアルやチェックリストなど成果物の作成のほか、各センターで行う研修会において活用できる発展性のある内容とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の執行率が非常に低いセンターがあることから、申請段階から綿密な積算を行うこと。 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、同ガイダンス、産業保健調査研究に係る応募手順を踏まえ、適切な運用を図ること。 所長、副所長、経理等を行う事務担当者（管理課長、事務主任等）並びに調査研究体制に含まれる労働衛生専門職及び産業保健専門職は、本部が行う研究者

			倫理研修を必ず受講すること。
	④ アドバイザー産業医の配置	<ul style="list-style-type: none"> 各ブロックにアドバイザー産業医を配置するとともに、利用促進を図るため、登録産業医、登録保健師に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター会議等を通じて図るほか、登録産業医委嘱更新時等にも周知すること。
	⑤ 地域における産業医等のネットワーク構築モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託産業医の資質向上を図るため、産業医ネットワークモデル事業(令和4年度～令和6年度)を実施する(対象センターのみ)。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は別途指示する。
	⑥ 産業保健ディレクター(医師)の配置	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度予算成立後は、産業保健ディレクター(医師)を配置し、各センターに所属している登録産業医の育成・能力向上のための研修、現地指導等の企画運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は別途指示する。
	⑦ センター及び地産保スタッフの資質向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ブロック単位等でセンター間の会議を実施し、都道府県をまたぐ広域事案への円滑な対応や、個別事案の検討・情報共有を図る。 ブロック単位等でコーディネーターの研修・会議等を開催し、活動事例や留意事項の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域事案や個別事案の検討・情報共有のほか、事務処理等についてセンター間の情報共有や確認を行うことも差し支えないこと。 特に個人情報の適正な管理について問題意識の共有を図る。 センター間のWeb会議の利用についても検討すること。